

事 務 連 絡  
平成23年4月13日

( 別 記 ) 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

原木しいたけの放射性物質検査の実施について (依頼)

今般、福島県産の原木しいたけ (露地) から暫定規制値を大幅に超過する結果が確認され、別添のとおり、福島県の一部地域に対し露地栽培の原木しいたけについて出荷制限及び摂取制限が指示されたところです。

については、(別記)におかれましても、念のため、原木しいたけのモニタリング検査強化について特段の御配慮をお願いします。

なお、本事務連絡は食品から放射性セシウム50Bq/kg以上を検出した都県に発出したものであることを申し添えます。

( 別 記 )

茨城県

栃木県

群馬県

宮城県

長野県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

指 示

平成23年4月13日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。